

丸亀市告示第 1240 号

次のとおり制限付き一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、丸亀市契約規則（平成 17 年規則第 48 号。以下「規則」という。）第 7 条及び丸亀市制限付き一般競争入札事務取扱規程（平成 17 年訓令第 45 号。以下「規程」という。）第 3 条の規定により告示する。

令和 7 年 6 月 26 日

丸亀市長 松 永 恭 二

個別項目

1	工事名	丸亀市保健福祉センター照明器具改修工事
2	工事場所	丸亀市大手町二丁目地内
3	工事種別	電気工事
4	工事概要	【照明器具改修工事】 新設：LED 照明 1,612 台 撤去：既存照明 1,614 台 上記に係る電気設備工事一式
5	工期	契約締結日から令和 8 年 2 月 20 日まで
6	予定価格	60,819,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
7	落札者の決定方法	(1) 落札者の決定方法については、総合評価落札方式（簡易型 B 型タイプ）により落札者を決定する（詳細は本市ホームページの入札・契約内の「総合評価方式の手引き」及び工事ごとに別途添付する資料を参照のこと）。 (2) この入札について、低入札価格調査制度による低入札価格調査基準価格及び数値的判断基準（失格基準）を設ける（詳細は本市ホームページの入札・契約内）。 (3) 予定価格の制限の範囲内をもって入札をした者のうち、総合評価落札方式により最も評価値の高い者を落札者とする。ただし、低入札価格調査基準価格に満たない金額で入札を行った場合は、低入札価格調査を実施し、契約内容に適合した履行がされと判断された場合に落札者とする。 なお、数値的判断基準（失格基準）に満たない金額で入札をした者については、失格とする。 (4) 低入札価格調査基準価格は入札後に公表する。
8	支払条件	(1) 前払金 ※請負代金の 10 分の 4 以内とする。(10 万円未満の端数は切り捨てるものとする。) (2) 中間前払金（市建設工事の中間前金払に関する取扱要領の要件に該当する場合に限る。）

		(3) 完成払 なお、(1)又は(2)については、必要であれば、市へ請求することができる。
9	入札参加資格	単体企業で、共通項目で示す入札参加資格要件のほか、次の(1)から(5)までに掲げる要件を全て満たすもの (1) 格付等 ア 丸亀市の令和 7 年度建設工事指名競争入札参加資格者名簿に登載され、かつ、丸亀市建設工事指名競争入札参加者資格基準第 3 条の等級別格付けで電気工事の A 等級又は B 等級の格付けを受けている者 イ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 16 条の規定による施工体制が構成される者（当該工事を請け負い、一部を下請けに出す際の下請代金が 5,000 万円以上となる場合は、法第 15 条の規定による特定建設業（電気工事）の許可が必要である。） (2) 地域要件 丸亀市内に法第 3 条第 1 項に規定する営業所（主たる営業所（本社・本店）に限る。）を有すること。 ※営業所としての実態がないと市が判断した場合は、「制限付き一般競争入札及び指名競争入札における営業所認定基準（丸亀市のホームページでご確認ください。）」に基づき、入札に参加できないものとする。 (3) 施工実績 次の要件を全て満たす工事の元請業者（共同企業体の場合は、出資比率が 20%以上の構成員に限る。）としての施工実績があること。 ア 平成 22 年 4 月 1 日以降に工事が完成し、入札参加確認申請書の提出までに引渡し完了した工事であること。 イ 地上部の構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物（軽量鉄骨造及び既成コンクリート建築物は除く。）に係る電気工事（新築、増築、改築又は大規模改修工事に限る。以下同じ。）であること。 （注）共同企業体の構成員については、その出資比率を施工実績に乗じた規模の工事を施工したものとみなす。 (4) 技術者の配置 下記の要件を全て満たす技術者（入札日において当該入札参加者と 3 か月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。 ア (3)に掲げる施工実績と同等以上の工事の元請業者（共同企業体の構成員である場合を含む。）の監理技術者、主任技術者、担当技術者

		又は現場代理人（当該電気工事に係るものに限る。）としての施工経験がある者 （注）共同企業体の構成員については、その出資比率を施工実績に乗じた規模の工事を施工したものとみなす。 イ アの施工実績において、工期（工期の終期は工事完了年月日とする。）の2分の1以上従事している者 ウ 法第26条の規定による監理技術者又は主任技術者の資格を有する者（電気工事業に係るものに限る。） (5) この告示と同日に告示された次の工事に係る入札の落札者でないこと。 ア 丸亀市告示第1238号 「旧飯山北コミュニティセンター解体工事」 イ 丸亀市告示第1239号 「桜谷聖苑太陽光発電設備設置工事」 ウ 丸亀市告示第1240号 「丸亀市保健福祉センター照明器具改修工事」
10	入札参加申請	(1) 申請書類 ア 入札参加資格確認申請書（規程様式第1号）（以下「申請書」という。） イ 入札参加資格確認資料（規程様式第2号及び第3号）（以下「資料」という。） ウ 申請書及び資料に添付を求めている書類 (2) 申請方法 <u>原則として、かがわ電子入札システムにより提出すること。</u> （(1)ウ 申請書及び資料に添付を求めている書類のみ、丸亀市役所庶務課（注1）へ事前に連絡の上、紙で提出することもできる。） ただし、丸亀市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）の11の規定に基づき、市が紙入札を認めた事業者にあつては、(1)アからウまでを全て紙により提出することができる。 なお、<u>この場合、運用基準に該当するかどうかの審査を行うので、入札参加申請締切り（令和7年7月3日）までに余裕を持って、丸亀市役所庶務課（注1）まで連絡すること。</u> ※ (3)の受付期間内に、(1)アからウまでの全ての書類が提出されない場合、申請は受け付けることはできない。 (3) 受付期間 令和7年6月26日から令和7年7月3日まで（かがわ電子入札システム稼働時間中。ただし、最終日は午後3時まで）とする。
11	入札参加資格の	令和7年7月8日までに、かがわ電子入札システムにより通知す

	決定	る。ただし、運用基準の 11 の規定に基づき、市が紙入札を認めた事業者に対しては、規程様式第 4 号入札参加資格確認通知書をもって通知する。
12	入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明	入札参加資格が認められなかった者は、その理由について市長に対して、説明を求めることができる。 (1) 方法 <u>かがわ電子入札システムにより提出</u>すること。ただし、運用基準の 11 の規定に基づき、市が紙入札を認めた事業者にあつては、持参により提出することができる。 (2) 期限 令和 7 年 7 月 9 日まで（17 時 15 分までのかがわ電子入札システム稼動時間中。持参の場合は注 1） (3) 回答 令和 7 年 7 月 14 日までにかがわ電子入札システムにより通知する。ただし、運用基準の 11 の規定に基づき、市が紙入札を認めた事業者に対しては、書面で通知する。
13	設計図書の閲覧	(1) 期間 令和 7 年 6 月 26 日から令和 7 年 7 月 25 日まで (2) 場所 ○<u>かがわ電子入札システム 入札情報サービス</u> https://dennyu.pref.kagawa.lg.jp/PPI_P/
14	質疑	(1) 方法 <u>かがわ電子入札システムにより提出</u>すること。ただし、運用基準の 11 の規定に基づき、市が紙入札を認めた事業者にあつては、持参により提出することができる。 (2) 期限 令和 7 年 7 月 16 日まで（17 時 15 分までのかがわ電子入札システム稼動時間中。持参の場合は注 1） (3) 回答閲覧期間 令和 7 年 7 月 22 日から令和 7 年 7 月 25 日まで、かがわ電子入札システム（かがわ電子入札システム稼動時間中）において閲覧に供する。ただし、紙入札事業者にあつては、丸亀市役所庶務課（注 1）において閲覧できるものとする。
15	現場説明会	実施しない。
16	入札	(1) 方法 <u>かがわ電子入札システムで行う</u>。ただし、運用基準の 11 の規定に基づき、市が紙入札を認めた入札者にあつては、持参により提出することができる。この場合は、(2)に記載する日時に、丸亀市役所

		庶務課（注 1）に持参すること。 (2) 期間 令和 7 年 7 月 24 日 8 時から令和 7 年 7 月 25 日 17 時までのかがわ電子入札システム稼動時間中とする。 (3) 重複応募 9（5）に掲げるアからウまでの工事に係る入札への重複応募は可とする。
17	開札	<u>かがわ電子入札システムで行う。</u> なお、運用基準の 11 の規定に基づき、市が紙入札を認めた入札者がある場合は、先に紙の入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録してから電子入札システムによる入札書の開札を行う。 (1) 日時 令和 7 年 7 月 29 日 9 時以降、9（5）に示す告示番号順に行う。 (2) 場所 丸亀市役所庶務課
18	その他	本工事は、「丸亀市週休 2 日工事実施要領」の規定に基づき実施する工事（発注者指定型）である。当初予定価格は月単位での週休 2 日を前提に経費の補正を行っており、達成できなければ実績に応じて減額補正を行う。

（注 1）日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。

なお、受付時間は、8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。